

1.6 大学の認証・評価制度

大学評価・学位授与機構評価研究部長

川口 昭彦

評価文化に支えられた 大学の発展

- 評価文化と二十一世紀の大学像
- 大学評価の歴史
- 平成16年度からの大学評価
 - 大学機関別認証評価
 - 国立大学法人評価

評価文化とは

評価情報を自ら価値付け、
次の活動を選択していくこと。

二十一世紀の大学像

- フンボルト型自治を基礎とした大学
(二十世紀まで)
- 評価文化を基礎として、社会に開かれた大学(二十一世紀)

大学がもつべき Three A's

- Autonomy(大学の自治)
- Academic Freedom(学問の自由)
- Accountability(責任、説明責任)

大学の自治とは

- 「屹立する高さ」を誇示するものではなく、
 - 「開かれた濃密さ」によって、多様な「知」の創出、継承、そして発展に貢献するもの。
- この「開かれた濃密さ」を担保するのが「評価」である。

大学人に求められる能力

- 社会との接点からの情報を的確に把握し、それら进行评估する(聞く能力)。
- 厳正な自己評価を実施する(受け止める能力)。
- 大学に対する様々な外圧や批判に対して説得力のある言葉で反論する(発信する能力)。
- 自らの改革を実行する(内部からの力による変革)。

大学評価に関わる答申

- 大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学』(1998年)
- 大学審議会答申『グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について』(2000年)
- 総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(2001年)
- 中央教育審議会答申『大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について』(2002年)

大学をめぐる法的規制の変化

- 学校教育法(1947)、大学設置基準(1956)の制定 「護送船団」方式による大学教育の構築
- 大学設置基準の大綱化(1991) 「自由化」あるいは「個性化」
- 学校教育法の改正(1998) 評価システムの導入
- 国立大学法人法の制定(2003) 国立大学の法人化

大学設置基準の改正(1998年)

- 教育研究活動状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する(自己点検評価の義務)。
- 点検および評価を行うために、適当な体制を整える(体制整備)。
- 当該大学の職員以外の者による検証を行うように努める(外部評価・第三者評価)。

外部評価と第三者評価

- 外部評価 大学が学外の評価者を選定し、その評価者に依頼して行う評価。評価項目は、大学側が指定するのが普通である。
- 第三者評価 評価対象となる大学とは別個の独立した第三者組織によって行われる評価。評価者・評価項目・評価方法などの選択を行うのは、評価対象となる大学ではなく、第三者組織となる。

学校教育法の改正(2003年)

- 大学は、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営および施設設備(教育研究等)の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。
- 大学は、教育研究等の総合的状況について、一定期間ごとに認証評価機関の評価を受ける(認証評価)。
- 認証評価は、認証評価機関が定める評価基準に従って行う。

大学評価の歴史

- 第一期(1991～2003年): 評価文化の醸成と定着を図る。
 - 自己点検・評価の実施
 - 外部評価の実施
 - 第三者評価の試行
- 第二期(2004年から): 評価文化を展開する。
 - 第三者評価を実施し、それによって大学の発展を図る。

平成16年度以降の大学評価

- 認証評価(大学の質の保証等に関わる評価)
 - 機関別認証評価(国公立大学、高等専門学校)
 - 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)
- 国立大学法人評価(国立大学および大学共同利用機関の教育研究)

機構の大学機関別認証評価

- 大学機関別認証評価実施の背景
- 評価の目的
- 評価の基本的な方針

中央教育審議会答申(2002年8月)
『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』
『大学院における高度専門職業人養成について』
『法科大学院の設置基準等について』

学校教育法 改正 2003年4月1日施行
認証評価制度の導入に係る改正は 2004年4月1日施行

- ・大学等(国公立大学及び高等専門学校)に自己点検・評価とその結果の公表を義務化
- ・大学等に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価(認証評価)を義務化

大学機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。
- 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

機構の認証評価の基本的な方針

- 大学評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各大学の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

大学評価基準に基づく評価

- 機構の設定する大学評価基準に基づき、
- 各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、
- 基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施する。

機構の大学評価基準の内容

- 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況を評価するため、複数の基準で構成されており、基準ごとに、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が盛り込まれている。
- 大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準のほか、大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価基準を設けている。
- 各基準ごとに、その内容を踏まえて教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けている。なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできる。

教育活動を中心とした評価

- 全ての国・公・私立大学が利用し得るものであること、
- 評価の国際的動向等を勘案し、
- 教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施する。
- 大学の希望に応じて、「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」についても、評価を実施する。

各大学の個性の伸長に資する評価

- 大学評価基準に基づいて行われるが、
- その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、
- 教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

「目的」：大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等

自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す大学評価基準に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、大学が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

ピア・レビューを中心とした評価

- 大学の教員及び
- それ以外の者で大学の教育研究活動に関して識見を有する者による
- ピア・レビューを中心とした評価を実施する。

透明性の高い開かれた評価

- 意見の申立て制度を整備し、
- 評価結果を広く社会に公表することにより、
- 透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、
- 評価の経験や評価を行った大学の意見を踏まえつつ、
- 常に評価システムの改善を図る。

法科大学院認証評価の目的

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立つ。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す。

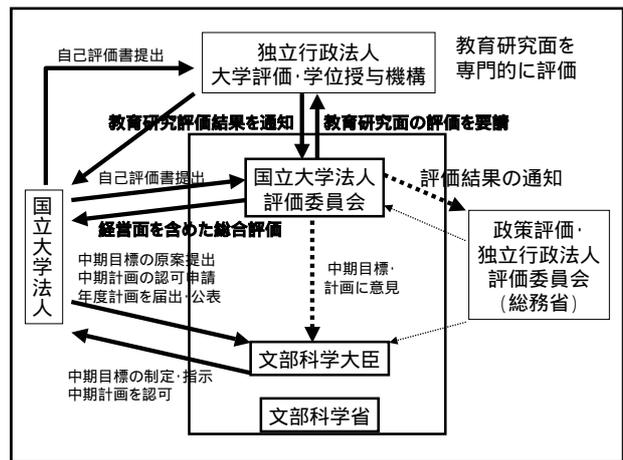
認証評価と国立大学法人評価

- 認証評価は、認証評価機関が自ら定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動の状況进行评估する。
- 国立大学法人評価は、教育研究活動の中期目標等に対する業績評価の性格を持つ。
- 両評価とも、評価を通じて大学の個性の伸長や教育研究の質的充実に資する。公共的機関としての大学の社会に対する説明責任を果たす。

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議
『新しい「国立大学法人」像について』
(2002年3月)

独立行政法人大学評価・学位授与機構法 制定
国立大学法人法 制定
2003年10月1日施行
法人の成立は2004年4月1日

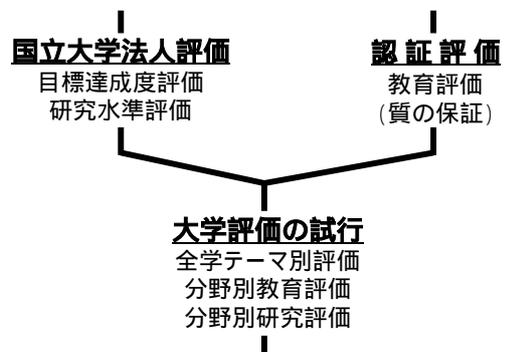
機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する(機構法)。
国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること(国立大学法人法)。



国立大学法人等の中期目標に係る 教育研究評価の基本方針

- 中期目標の達成状況の評価
- 国立大学法人等の教育研究の質の向上と個性の伸長に資する評価
- 透明性・公正性を確保し説明責任を果たす評価

大学評価の進化の系統樹



試行的評価の成果について

- 評価の一環として実施した自己評価という作業によって、自大学の課題が把握され、改善に向けて有効に機能したことが窺えた。
- 評価結果を参考にして、教育研究活動の改善に取り組んでいる事例が多数見受けられ、試行的評価が一定程度の貢献を果たしていることが認められた。既に自己点検・評価や日常の活動の中で認識されていた課題が、評価報告書においても指摘され、課題への取組が一挙に進んだ事例や、マネジメント上の意識改革の効果も認められた。

今後の課題について

- 評価結果の公表により、大学の諸活動の状況について、高校生及びその保護者、産業界、国及び地方自治体や公的機関等の理解がどの程度進んだかについては、肯定的な意見は少数であった。
- 大学の活動に関して社会全般からの理解は必ずしも十分ではなく、評価報告書の内容や評価報告書以外の大学情報の公表の方法について検討する必要がある。

試行段階で指摘された課題

- 評価結果の利用のされ方に対する不安
- 「目的・目標に即した評価」という考え方の理解
- 根拠資料等の不足あるいは未整理
- 評価対象組織および評価担当者の負担

「大学の評価」とは

- 入口と出口のところのみでの評価
 - 偏差値に代表される入学試験の難易度
 - 就職のランキング
- 大学で何が習得できるのか？教育や研究の水準は？(質の保証)
 - 在学中に得られる付加価値の評価？
 - どのような研究が行われ、その成果は？

「評価」という言葉への誤解

- 「評価」という言葉が持つ幅広い意味の認識が必要
- 「大学評価」は、大学の「世間的な評判」、「ランキング」あるいは「格付け」であろうか？
- 「ランキング」は、ある大学の一部分を取り出して、数値化したもの

何のための評価か？

- 改善に資するための評価：大学における諸活動の質の向上と個性の伸長に資する。
 - 社会的な説明責任を果たす評価：大学における諸活動を社会に対して公開し説明する。
- ✓説明すべき中心的対象：教育研究の質の現状と改善への取組